

2020年9月定例会 本会議質疑と当局答弁 (本会議アスベスト裁判控訴議案)

2020年9月24日(木)

◎田中光明議員 会派質疑(60分)

- 1、1990年から2005年の間、体育館の石綿調査について
- 2、体育館の石綿含有建材の種類と石綿含有率を特定したのか
- 3、吹き付けロックウールの危険性が低いとの認識について
- 4、1987年から1988年に行った石綿の調査について
- 5、石綿含有率5～30%未満のものとは、何を指しているか
- 6、吹付けロックウールを処置の対象としなかったのか
- 7、アスベスト建材の欠損という事実はなかったのか
- 8、指定管理会社に対して、石綿建材の存在と被ばく防止対策を取るよう指導したのか
- 9、控訴するには、新たな事実が必要、何を主張するのか
- 10、裁判に関連する支出はいくらで、控訴すれば、関連支出はどのくらい必要か
- 11、控訴する最大の理由と勝てる見込みはあるのか



田中光明議員への答弁

- 市長(施設管理について)
- 市民文化スポーツ局長(本市の対応状況を説明)(調査結果)
 - (1990年～2005年の劣化・剥離の状況について)
 - (石綿含有材料の種類と石綿含有率をどのように測定したか)
 - (吹き付けロックウールの危険性は低いと認識していたか)
 - (経年劣化や損傷はなかったのか)
 - (受託会社に対して指導したのか)
 - (裁判に関する費用について)

田中光明議員の再質問

- ◎田中光明議員(石綿建材の石綿含有率について)
 - 市民文化スポーツ局長の答弁
- ◎田中光明議員(石綿含有率の調査したのか)
 - 市民文化スポーツ局長の答弁
- ◎田中光明議員(劣化や剥離の調査は実際に現場を見て行われたのか)
 - 市民文化スポーツ局長の答弁
- ◎田中光明議員(調査したのは)

■市民文化スポーツ局長の答弁

◎田中光明議員（剥離が粉上に落ちていたことはなかったのか）

■市民文化スポーツ局長の答弁

◎田中光明議員（裁判の判決が指摘していることは事実ですか）

■市民文化スポーツ局長の答弁

◎田中光明議員（管理会社に任せていた）

■市民文化スポーツ局長の答弁

◎田中光明議員（裁判所からの和解を拒否したのか）

■市民文化スポーツ局長の答弁

◎田中光明議員（原告の弁護団から本市と管理会社に申し入れ書について）

■市民文化スポーツ局長の答弁

◎田中光明議員（全国初の判決だから控訴するのですか）

■市民文化スポーツ局長の答弁

◎田中光明議員（勝てる見込みはあるんですか）

■市民文化スポーツ局長の答弁

◎田中光明議員（地裁判決を受け入れるべき）

2020年9月定例会 本会議アスベスト裁判控訴議案質疑と当局答弁

2020年9月24日（木）

◎田中光明議員 会派質疑（60分）

日本共産党の田中光明です。会派を代表して、追加議案の質疑を行います。

福岡地裁は9月16日、北九州市立総合体育館で働いていた二見修夫（ふたみのぶたか）さんが肺がんを発症して亡くなったのは、体育館設置者で所有者である北九州市と、体育館を管理していた指定管理会社が、石綿対策を怠っていたことが原因であるとし、本市と指定管理会社に、連帯して損害賠償金2,580万円を遺族に支払うことを命じました。本議案は、この判決を不服として、本市が控訴するというものです。亡くなられた二見さんに哀悼の意を表すものであります。

ここで、石綿（いしわた）とはアスベストのことですが、判決文に合わせ、石綿という用語を使うことにします。

裁判の争点は5点です。1.二見さんが石綿ばく露作業に従事していたか、2.石綿粉じんばく露と死亡との因果関係、3.被告市の責任の有無、4.被告会社の責任の有無、5.損害の発生及び額です。争点における本市の主張は、ほとんど認められませんでした。

まず、二見さんが働いていた1990年から2005年の間、石綿粉じんの飛散がなかったのかという点です。本市は「体育館では、吹付け石綿が劣化し、剥離し、石綿粉じんが飛散していた事実は存在しない」と主張しています。

ところが判決は「一部のロックウールは、劣化のため壁や天井から剥離し、粉状になって床に落ちていた」と述べ、石綿粉じんが飛散していたと認定しています。1990年から2005年の間、本市は体育館の石綿調査を行ったのですか。一部のロックウールの劣化や剥離はなかったとする根拠は何ですか。答弁を求めます。①

次に、体育館に使用されていた石綿含有建材である吹付けロックウールの石綿含有率について尋ねます。本市の主張は「体育館で使用されていたのは、吹付け石綿ではなく、吹付けロックウールであり、吹付け石綿の石綿含有率が60%ないし70%であるのに比べて、吹付けロックウールの場合、石綿含有率は5%程度である」というものです。

ところが判決は「本件体育館で使用されている吹付けロックウールの石綿含有率は12%ないし14.5%であり、被告市の主張は前提を誤っていると言える」としています。本市の主張と判決を比較すると、石綿含有率が2倍以上異なっています。本市は体育館に使用されていた石綿含有建材の種類と石綿含有率をどのように特定したのですか。答弁を求めます。②

次に、吹付けロックウールの危険性についてです。本市は「吹付けロックウールの石綿含

有率は5%程度であるから、体育館内に多量の石綿粉じんが飛散していたとは言えない」としています。

ところが判決は「石綿含有建材の内、石綿含有吹付け材は、最も飛散性の高いものと分類されているし、本件体育館に使用されている石綿含有建材が吹付けロックウールであったとしても、石綿粉じんが飛散する危険性は優に認められる」と述べています。本市は吹き付けロックウールの危険性が低いと認識していたことが伺えますが、答弁を求めます。③

次に、1987年、1988年に本市が行った石綿の調査について質問します。

1988年に環境庁と厚生省が石綿に対する当面の対策という通知を出しています。内容は「1. アスベストを含有する建材で、アスベスト繊維を遊離する可能性が大きく、当面の対策の第一とすべきものは、経年変化で劣化したり、ひっかくなどにより損傷のある吹付け材であること。これが存在する場合、建築物内のアスベスト繊維の濃度が周辺環境大気中の濃度より高くなっている可能性があり、その際は、適切な処置を検討する必要があること。2. アスベスト繊維の遊離を防止する処置としては、特殊な塗料を塗ること等による封じ込め、シートや板等でおおう囲い込み及び除去の三つの方法があり、状況に応じた適切な方法を選択のうえ工事を行う必要があること」と述べています。

本市は1987年から1988年にかけて、石綿の調査を行っています。この調査の時に、石綿粉じんの飛散状況と、破損箇所がないか調査しましたか。答弁を求めます。④

本市は裁判所に提出した準備書面で、「調査においては、本件体育館で石綿含有率が5～30%未満のものが検出されていた」と述べています。ここで石綿含有率5～30%未満のものとは、何を指していますか。答弁を求めます。⑤

判決は、「通知は、石綿含有率を特に区別することなく、建築物内に使用されている石綿含有吹付け材について、適切な処置を検討するよう指示している。市は吹付けロックウールについて処置の対象としていなかった」と述べています。本市の準備書面では「調査は石綿含有率が5%を超えるものを対象とした」としています。本市は吹付けロックウールを処置の対象としなかったのですか。なぜ調査しなかったのですか。答弁を求めます。⑥

本市が2005年から行った体育館の石綿実態調査について、判決は「物の出し入れの際に接触するなどして欠損した箇所が数箇所あったことから、予算確保の上、なるべく早く処置が必要な施設とされた」となっていますが、「早期に処理すべきとはされず、アスベスト暴露の恐れはないとされた」と述べています。アスベスト建材の欠損という事実はなかったのですか。なぜ早期に処理しなかったのですか。答弁を求めます。⑦

次に本市の設置、管理責任について質問します。

判決は概略次のように述べています。「所有者であり、本件体育館にアスベスト含有建材が

使用されていることを認識していた被告市が第一次的な責任を負うべきところ、被告市が、被告会社に対し、本件体育館にアスベスト含有建材が使用されていることを注意喚起するなどした事情は認められず、また、被告会社が原告に対し防塵マスクや保護手袋の着用を行うよう指導していたという事実は認められない」と述べています。本市は、指定管理会社に対して、石綿建材の存在を知らせ、被労働者の被ばく防止対策を取るよう指導したのです。答弁を求めます。⑧

次に、控訴について質問します。

判決では、本市の主張は、ほとんどすべて退けられています。見解の相違という内容ではありません。控訴するには、福岡地裁の判決を覆す、新たな事実が必要です。何を主張するのでしょうか。答弁を求めます。⑨

次に裁判の支出について質問します。この裁判に関連する支出はでいくらですか。また、控訴すれば、関連支出はどのくらい必要ですか。答弁を求めます。⑩

最後に、控訴する最大の理由は何ですか。また勝てる見込みはあるのですか。答弁を求めます。⑪

田中光明議員への答弁 ※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

■市長

本件につきましてまずはお亡くなりになりました二見信孝さんのご冥福を心からお祈りを申し上げたいと思います。さて総合体育館は昭和49年1月に供用を開始した本市のスポーツの中核的施設であります。これまで多くの国際大会やプロスポーツなどの大規模な大会から市民の大会まで広く利用されてきました。この度の損害賠償請求事件の概要につきましては、総合体育館において平成2年から17年までの間15年間、受託会社の元社員で建築物環境衛生管理技術者として勤務していた二見さんが平成25年に78歳で亡くなりました。このことにつきまして同氏の遺族は施設内に飛散していた石綿粉塵に日常的にばく露したことが原因であるとして、本市と受託会社に対して計3465万円の損害賠償を求める裁判を平成27年9月に福岡地方裁判所に起こしたものであります。

本市に対しましては国家賠償法の営造物責任と安全配慮義務違反また受託会社に対しては安全配慮義務違反に基づいて損害賠償を求めました。

主な争点であります。まず石綿ばく露作業に従事していたかどうか。石綿粉じんばく露と死亡との因果関係。また市の責任の有無などであります。本市は国の通知などに基づき適切な時期に必要な対策を講じていたこと。また石綿粉じんへのばく露と死亡の間に因果関係は認められないこと、などを主張して参りました。本年9月16日福岡地方裁判所におきまして

原告らに対して 2,580 万円を受託会社と連帯して支払うことの判決がありました。控訴理由であります。判決では国家賠償法第 2 条に基づき市の管理瑕疵が問われたところ本市としましては昭和 62 年以降国通知等に基づき石綿実態調査や対策を適切に行ってきたと考えていること、また死亡との因果関係が認定されましたが 石綿のばく露が死亡につながったとする根拠が十分に示されていないと考えていること、こうしたことから弁護士の意見も踏まえ、控訴するに至ったものであります。

控訴に関する議案を提出している段階であり、議員から遺族への謝罪を求められたところではありますが、現時点でお答えするのは適切ではないと考えております。

新たな主張があるのかどうかというご質問がございました。控訴審では当時の受託会社の社員からの聞き取りや医学的見地からの立証などをもとに主張を進めたいと考えておりますが、詳細につきましては今後の裁判において明らかにしたいと考えております。

本市としましては施設の管理は適切に行われていたと考えております。改めて控訴審の判断を仰ぎたいのであります。各論につきまして担当の局長の方からお答えを補足させていただきます。

■市民文化スポーツ局長

私の方から残りの質問に順次お答えさせていただきますが、本市の対応状況を説明した上で各個別のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず昭和 62 年から 63 年にかけて国の依頼に基づいて 市有建築物の石綿使用の実態調査を行ったところを総合体育館では機械室などの壁に吹き付けロックウールが使用されたということがわかりました。昭和 63 年 2 月の国の石綿対策に関する通知では石綿を含む材料のうち石綿が飛散する可能性のあるものは吹付け材、緩衝材の表面の破損部分や摩耗部分等であり良好な状態にある材料では飛散の恐れはないとされております。また経年変化で劣化したり、ひっかくなどにより依存症のある吹付け材についてのみ大気中の石綿濃度が高くなる可能性があることから封じ込め、囲い込み除去のうち状況に応じた適切な処理を検討する必要があるということが示されておりました。

この通知に基づきまして本市では吹付け石綿、石綿含有量 30%以上のものにつきまして剥離・飛散がある施設については、除去や封じ込め囲い込みの処置を行い剥離・飛散のない施設につきましては、その状態を保つという処置を取りました。

また平成 3 年以降は、吹付けロックウールもその対象としたところであります。総合体育館の調査の結果、剥離・飛散がなかったことからその状態を保ち引き続き状況を確認することになったといたしました。

平成 17 年石綿による健康被害の拡大が全国的に懸念されていたことから全市的に再び市有建築物の石綿使用の実態調査を行いました。総合体育館では地下 1 階の電気機械室自家発電機室また 2 階のお着替え室三つの部屋の壁の吹き付けロックウールは石綿含有量が 0.7%から 1.8%であることがわかりました。これらは飛散する状態にはないものの今後の劣化に備えて平成 18 年度と平成 19 年に除去工事を行ったところであります。

そこで個別のご質問に対する答えですが、まずは平成2年から17年、1990年から2005年の劣化や剥離の状況はなかったのかということでございますが、昭和63年の国の通知を受けまして石綿の状態を調査したところ総合体育館においては剥離・飛散がなかったことから、その状態を保ち引き続き状況を確認するということにしたものであります。

また平成17年に着替え室の空気中の石綿濃度を測定したところを待機中でも計測されるほどの低濃度であったため、これ以前の石綿粉じんが飛散していたとは考えられないことから平成2年から平成17年の間、吹き付けロックウールの劣化や剥離はなかったと考えております。

次の石綿含有材料の種類と石綿含有率をどのように測定したかというご質問ですが、総合体育館には吹き付けロックウールでスプレエースという商品が使われていたことを設計図書で確認をしております。また社団法人日本作業環境測定協会によりますとスプレエースの石綿含有率は5%以下とされております。

続きまして吹き付けロックウールの危険性は低いと認識していたかというご質問ですが、危険性が低いと考えたわけではなく剥離・飛散がなかったこのことからその状態を保ち引き続き状況を確認するということにしたものであります。

続きまして経年劣化や損傷はなかったのかということについてですけれども、これも昭和63年の国の通知を受けまして、石綿の状態を調査したところ総合体育館においては剥離・飛散がなかったことからその状態を保って引き続き状況確認するということにしたものであります。また処置の対象ですけれども吹き付けロックウールの石綿含有量は5%を超えていないから措置の対象としなかったのかというご質問ですが、繰り返しになりますが剥離・飛散がなかったこのことからその状態を保つこととしたものであります。

次に受託会社に対して指導したのかというご質問でございます。総合体育館の設備の管理業務につきましては、平成2年度から9年度の間は本市から会社へ直接委託し平成10年度から17年度までは、市が委託を受けた都市整備公社とおからの再委託を行っておりました。市が直接委託いたしました当時の契約書には、管理上必要な図面設計仕様書などは市が提供する旨の記載があり、図面等で建物の構造や設備の配置、使用している建材等受託会社へ示していたと考えております。また受託会社はビル管理業務の専門業者であり、石綿に限らず建築物における有害物質の対処法や雇用されている労働者の健康障害を防止する措置について熟知しているものであり、体育館の環境衛生上の問題があった場合には当然市に対して報告があったものと考えております。

最後に裁判に関する費用についてでございます。これまでこれまでの裁判にかかった費用については弁護士に対する着手金や旅費日当で約100万円となっております。今後の必要な経費につきましては印紙代などの事務手数料約20万円に加えて弁護士費用などとなります。弁護士費用については今後の協議により決定するということになりますので現状では不明でございます。以上で答弁は終わります。

◎田中光明議員の質問

この裁判で本市が問われたのは体育館に使用されていた石綿建材の対策です。まず石綿建材の石綿含有率について再度お尋ねします。本市は吹付けロックウールで石綿含有率は 5%だったとしております。ロックウールというのは鉄鉱石から鉄分を抜いた高炉スラグと呼ばれる岩石状の製鉄副産物、製鉄で出るカスですね、これを原料としてそれを高温で液状に溶かして高速で回転し遠心力で糸を引きながら飛ばされます。いわゆる綿あめ的な製造の中で作られるわけですが、これに石綿が混ぜられるということになるんですが、判決は体育館に使用されていた吹付ロックウールをスプレース、先ほど出ましたが 仕様書にも設計図書にも出ているということですが 1973 年までに流通していたものの、石綿含有率は 12%から 14.5%と指摘しています。本市は 5%この違いは、どこから出ているのでしょうか、なぜ違うのでしょうか。お答えできますか。

■市民文化スポーツ局長

ご指摘のように判決ではそのようなパーセンテージになっておりますけれども、私どもとしては先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、石綿含有率については 5%以下ということで引用した協会の資料もあります。また解体時に独自に分析調査したところ低濃度だったということもありましたので、その旨思っております。

◎田中光明議員

ここは大事な点ですね。なぜかと言うと 5%という数字の意味があるんです。5 パーセント以上だから処置しなかったと本市は何回も述べているのですね。それで非常に細かく聞いているわけですが、本市は 1988 年の国の通知について準備書面で次のように述べています。市が行った調査はアスベスト含有量が 5%を超えるものを対象としたと、ここが気になる点なんです。5%以上のものを調査した。つまり吹き付けロックウール本市 5%としていますから調査しなかったんじゃないかと疑いを持っているのですね。そのへんはいかがですかお答えください。

■市民文化スポーツ局長

国の通知では、石綿の含有率について 5 パーセントだとかということでないので調査については基本的には石綿については実施をしているということです。

◎田中光明議員

調査したということですね。裁判の中で何回も出てくるんですよ。本市は吹付けロックウールは 5%だから処置の対象としなかったと断定されているんですね。ここを痩せないで勝てないわけですよ。その上で、もう一度劣化についてお尋ねします。1990 年から 2005 年二見さんが働いていた期間です。この期間に劣化や剥離の調査は実際に現場を見て行われたのでしょうか。

■市民文化スポーツ局長

先ほどお答えしましたように管理については基本的には管理規約会社に委託していたということです。市の職員がそれを持って常時点検していたということではございませんが、管理については受託会社に委託していたところから、もし異常があれば市に対して報告があったものと思っております。

◎田中光明議員

もう一度確認しますが、国の通知が出た時に 1987 年と 88 年に北九州市は調査したって言っていますけど、これ市かやったんですか、それとも委託会社に頼んだんですがいかがですか

■市民文化スポーツ局長

市の職員で実施いたしました。

◎田中光明議員

その時に剥離が粉上に落ちていた、そういうことはなかったということですね、間違いないですね。

■市民文化スポーツ局長

そのとおりです。

◎田中光明議員

これは大事なところなんです。判決は 2006 年二見さんが退職された翌年で。2006 年 1 月 4 日付で作成された分析結果報告書に添付されている写真によれば 2 階機械室の壁は劣化し剥がれやすい状態になっており、一部は剥離しゆかや物の上に粉や塊として落ちていることが認められると指摘しています。

裁判ではこれが認定されてます。このことは証言もあります。一緒に働いていた人の証言だと思ふんです、二見さんが退職した 2006 年は翌年ですね。劣化し剥がれやすい状態になっておりその一部は剥離し床や物の上に粉や塊として落ちていたとこの裁判が判決が指摘していることは事実ですか。教えてください。

■市民文化スポーツ局長

その点についてあの写真等に乗っているもの部分について、その後あくまでも石綿が落ちてくるということではなくって、私どもとしては管理会社があの証言もあるように適切に処理されてたという風に清掃も含めて処理されていたと聞いております。

◎田中光明議員

管理会社に任せていて北九州市がきちんこの 1990 年から 2005 年の間調査していないことは大きな問題だと思うんです。管理会社に任せるのは管理です。本来の責任は北九州市にあるわけですから、建材の除去等については、北九州市が当然点検して措置すべきものだったということだと思うんですが、次の質問に入ります。

先ほど管理会社に通知しどうしたかとお聞きしましたところ図面で示していたと、おっしゃいました専門業者だから熟知しているはずだといいました。少し官僚的だと思うんですが、やはり石綿建材はですね当時も人体に悪影響を及ぼすということは重々わかっていたわけです。そういうものについてきちんと指導すべきだったんじゃないですかと私は思うんですが、ここでそれが問われているんです。その辺は責任を感じておられますか。これで良かったと思っているんですかいかがですか。

■市民文化スポーツ局長

この件について具体的にその当時の方がどうかっているのはちょっとまだ分かりませんが、基本的にはやはり図面を示してその仕様書等にロックウールが含まれているということは分かるわけですから、それはメンテナンスに熟した会社でありますからそれは異常があれば市に対して報告はあって然るべくと思っております。

◎田中光明議員

それはつまりですねアスベスト対策をしていたことにはならないと判決は言ってるんですね。それじゃだめだときちんと、当時教育委員会ですねこれは実は

教育委員会がちゃんと石綿が使われていますよと、しかも 1975 年には吹付け作業が禁止されていますから、その危険性は十分に分かっていたはずなんです。だからこそきちっと管理会社に危険なものがありますよと作業するときはマスクや防具体制をやらなくちゃならないよと、伝える義務があったと断罪しているわけです。そここのところは北九州市でちゃんと反省すべきだということを指摘しておきたいと思います。

判決が出る前に。裁判所から和解の提案があつてあります。本市にかなり有利な内容だったとも原告弁護団から聞いております。示された和解の内容となぜ和解を拒否したのか答弁を求めます

■市民文化スポーツ局長

確かに和解の提示がございましたけれども、その内容については申しひかえますが私としては国の基準に通知に従いまして適切に処理していたということでしたので、それについてはやはり内容について承服できないということで和解案については受け入れなかったということです。

◎田中光明議員

判決後の 9 月 24 日、つい最近ですが原告の弁護団から本市と管理会社に申し入れ書が提出

されています。控訴せずに早期に本案の解決を目指してくださいと求めています。また被災者の二見さんの配偶者も高齢化しております。早期の解決が必要だとしています。原告は皆北九州市在住と述べています。この申出書に対する考えをお答えください。

■市民文化スポーツ局長

確かに申し入れ書があったということは聞いております。あの亡くなられたかたについてまたの遺族の方が高齢化されているということは承知をしておりますけれども、やはり私どもとしては国の基準に基づいて適切に処理していたということがありますので、また市の方が裁判の中でほとんど受け入れられてないということもございますので、上級審にて判断を再度仰ぎたいということで控訴したいという風に思っているところでございます。

◎田中光明議員

この判決は、自治体の営造物責任についての国家賠償請求が認められた全国初の裁判と事案と言われております。これが控訴の最大の理由じゃないんですか。勝てる見込みもないのに初めての判決だからもっと上の判断を仰ごう。そういう意図から控訴するんじゃないですかお答えください。

■市民文化スポーツ局長

全国初だからということではなくて、やはりこの裁判において市の主張がほとんどを退けられているということで、その内容について疑義がある承服できないところがあるということで控訴するという事にしたいと考えているところであります。

◎田中光明議員

先ほど控訴審で争うという点について市長からも答弁ありましたが、再度お聞きします。勝てる見込みはあるんですかお答えください。

■市民文化スポーツ局長

勝てる見込みがあるかという点については、これは裁判ですので何とも言えませんが、私どもとしては市の主張を斟酌したうえで、判断を仰ぎたいということで控訴審に判断を仰ぎたいということでございます。

◎田中光明議員

私は第一質問で国の責任を認めた判決は労働者が建設労働者側 14 連勝中だと述べました。今や日本国内における裁判ではですね国と建材メーカーの責任は司法の揺るがない判決になっているということです。1975 年には石綿建材の吹き付けが禁止されています。石綿の危険性は十分当時認識されていたはずですよ。

先ほどもありましたように管理会社に点検を任せていた。そこで問われたわけです。これ

は覆せません。また石綿含有率についてもなかなか難しいと思います。また、医学的な見地も先ほど出ましたが、私が見た範囲では労災でも石綿肺であることが認定されてます。

石綿を吸ったことは明らかなんです。だから本市の責任は免れられないという風に指摘せざるを得ません。判決は本市の主張をすべて退けています。不十分な反証でいたずらに裁判を引き延ばすことはやめて、地裁判決を受け入れるべきです。そのことを強く指摘して質疑を終わります。